

# I 申請概要

## 1. 申請者

東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）

代表取締役社長 山村 雅之

西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）

代表取締役社長 村尾 和俊

（以下「NTT東日本」及び「NTT西日本」を「NTT東西」という。）

## 2. 申請年月日

平成28年1月19日（火）

平成28年4月6日（水）補正申請

## 3. 実施予定期日

認可後、平成28年4月1日（金）に遡及して適用。

## 4. 概要

実績原価方式を適用する平成28年度の接続料、手数料等の改定等を行うもの。

なお、本件は、情報通信行政・郵政行政審議会答申（平成28年3月31日付け）を踏まえた総務省からの要請を受け、NTT東西が、接続料を再算定した上で補正申請したもの。

（参考）情報通信行政・郵政行政審議会答申（平成28年3月31日付け情郵審第19号）（抜粋）

法人税率を23.9%から23.4%へと引き下げることを内容とする「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に成立したことから、これらの法律が施行された後、改正後の税率を踏まえて接続料が再算定された場合には、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）の第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の変更を認可することが適当と認められる。

## II 主な変更内容

### 接続料

#### 1. 概要

##### (1)全体の傾向

実績原価方式を適用する平成28年度の接続料について、多くのレガシー系設備に係る接続料は自己資本利益率の上昇による報酬額の増加及び需要の減少により値上がり傾向が継続している。特に、通信路設定伝送路機能(専用線)については、これに加えて設備更改の影響もあり、前年度に比べ大きく上昇している。

##### (2)PCB廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失の扱い

本件申請においては、第一種指定電気通信設備に係る費用の総額を適正に反映する観点から、平成26年度の特別損失(※1、2)に計上した環境対策引当金繰入額のうち第一種指定電気通信設備の維持・運営に係るもの(※3)が、接続料原価に算入されている。本件申請に当たっては、当該特別損失を接続料原価に算入することについて、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が行われている。

※1 接続料規則(平成12年郵政省令第64号)においては、接続料原価は、接続会計の設備区分別費用明細表に記載された費用とされている。一方、特別損失は、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)上、電気通信事業損益に含まれておらず、接続会計にも計上されないため、特別損失を接続料原価に算入するためには、同規則第3条ただし書の許可を受ける必要がある。

※2 平成26年度に計上したPCB廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失 NTT東日本:78億円、NTT西日本:78億円

※3 第一種指定電気通信設備の維持・運営に係るもの NTT東日本:57億円、NTT西日本:56億円

#### 2. 一般帯域透過端末回線機能(ドライカットパ)及び帯域分割端末回線伝送機能(ラインシェアリング)の接続料

##### (1)一般帯域透過端末回線機能(ドライカットパ)の接続料

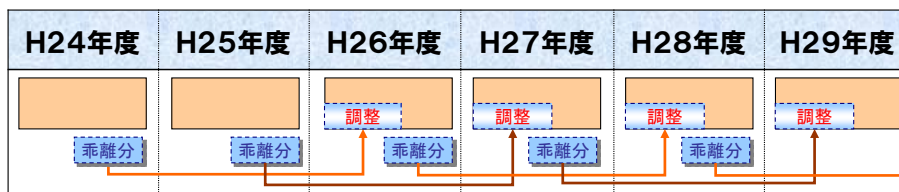
ドライカットパの接続料(※1)は、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」報告書(平成25年5月)の提言を踏まえ、メタル回線と光ファイバ回線の施設保全費の配賦方法の見直し等が行われた影響により、平成26年度及び平成27年度では低減した。平成28年度接続料については、設備管理運営費は減少したものの、報酬額が増加したことから、接続料原価(調整額を除く。)の減少(※2)は小幅となった。そのため、需要の減少率が接続料原価の減少率を上回り、接続料算定単価が上昇したことに加え、前年度はマイナスとなった調整額がプラスとなったことから、接続料はさらに上昇している。

※1 平成28年度の接続料の算定に当たっては、平成26年度の実績費用と接続料収入との乖離分を「調整額」として平成28年度の接続料の原価に算入している。本申請概要においては、特に注記のない場合は、調整額加算後の数値を記載している。

※2 前年からの増減率は、加入者回線部分において

- ・ 接続料原価は▲4.9% (報酬額を除く)、▲1.8% (報酬額を含む)、需要は▲7.7% (NTT東日本)
- ・ 接続料原価は▲4.0% (報酬額を除く)、▲1.9% (報酬額を含む)、需要は▲7.7% (NTT西日本)

【参考】調整額のイメージ



■ 申請料金：一般帯域透過端末回線伝送機能(ドライカップ)の接続料

	補正申請接続料		当初申請接続料	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
接続料算定単価※1、2	1,346円	1,386円	1,350円	1,389円
特別損失	+4円	+5円	+4円	+5円
調整額	+88円	+62円	+87円	+62円
<b>申請接続料※3</b>	<b>1,438円</b>	<b>1,453円</b>	<b>1,441円</b>	<b>1,456円</b>
括弧内は前年度からの増減率	(+12.3%)	(+8.9%)	(+12.6%)	(+9.1%)
前年度からの増減額	+158円	+119円	+161円	+122円

※1 接続料算定単価は特別損失及び調整額を含まない ※2 回線管理機能に係る接続料を含む ※3 タイプ1-1:平日・昼間帯故障修理

【参考】ドライカップの調整額と前々算定期間の接続料原価・需要の関係

接続会計年度	NTT東日本			NTT西日本		
	接続料原価	需要	調整額	接続料原価	需要	調整額
平成23年度→平成25年度	▲24.1%	▲17.7%	▲38円	▲25.1%	▲16.5%	▲42円
平成24年度→平成26年度	▲9.0%	▲16.0%	+88円	▲10.4%	▲15.3%	+62円

**(2)帯域分割端末回線伝送機能(ラインシェアリング)の接続料**

ラインシェアリングの接続料については、需要の減少率が接続料原価の減少率を上回った(※)ため、接続料算定単価は上昇しており、調整額の影響も加味して接続料は上昇している。

- ※ ラインシェアリングに係る前年度からの増減率は、主配線部分において
- ・ 接続料原価は▲3.9% (報酬額を除く)、▲0.4% (報酬額を含む)、需要は▲9.1% (NTT東日本)
  - ・ 接続料原価は▲5.5% (報酬額を除く)、▲3.2% (報酬額を含む)、需要は▲9.0% (NTT西日本)

## ■ 申請料金: 帯域分割端末回線伝送機能(ラインシェアリング)(※1))

	補正申請接続料		当初申請接続料	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
接続料算定単価※2、3	91円	92円	91円	92円
特別損失	+2円	+3円	+2円	+3円
調整額	+7円	+6円	+7円	+6円
<b>申請接続料※4</b>	<b>100円</b>	<b>101円</b>	<b>100円</b>	<b>101円</b>
括弧内は前年度からの増減率	(+6.4%)	(+7.4%)	(+6.4%)	(+7.4%)
前年度からの増減額	+6円	+7円	+6円	+7円

※1 接続事業者がスプリッタを設置する場合 ※2 接続料算定単価は特別損失及び調整額を含まない ※3 回線管理機能に係る接続料を含む  
 ※4 タイプ1-1:平日・昼間帯故障修理

## 3. 通信路設定伝送機能の接続料

専用線に係る接続料のうち、通信路設定伝送機能については、

<NTT東日本>

設備更改により、減価償却費が前年度より増加したものの、設備の切替えに伴う施設保全費のピークが平成25年度であり、結果的に施設保全費の減少分が減価償却費の増加分を上回ったため、接続料原価(調整額を除く)は減少(※)したが、報酬額増加の影響により接続料原価の減少は小幅となった。そのため、需要の減少率が接続料原価の減少率を上回り、接続料算定単価が上昇したことに加え、前年度と同様、調整額の影響により、接続料はさらに上昇している。

<NTT西日本>

設備更改による減価償却費の増加、報酬額の増加に加えて、設備の切替えに伴い施設保全費が平成26年度にピークを迎えたことから、接続料原価(調整額を除く)が増加(※)した。さらに、需要が減少したことから接続料算定単価は上昇しており、また、前年度と同様、調整額の影響により、接続料はさらに上昇している。

※ 前年からの増減率は、接続料原価の大宗を占める専用加入者線に係る装置において、  
 ・ 接続料原価は▲5.3%(報酬額を除く)、▲3.5%(報酬額を含む)、需要は▲7.5%(NTT東日本)  
 ・ 接続料原価は+9.5%(報酬額を除く)、+10.2%(報酬額を含む)、需要は▲5.2%(NTT西日本)

## ■ 申請料金: 通信路設定伝送機能(一般専用(3.4kHz))

	補正申請接続料		当初申請接続料	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
接続料算定単価※1	8,319円	7,386円	8,334円	7,398円
特別損失	+101円	+106円	+102円	+107円
調整額	+2,349円	+2,097円	+2,348円	+2,096円
<b>申請接続料</b>	<b>10,769円</b>	<b>9,589円</b>	<b>10,784円</b>	<b>9,601円</b>
括弧内は前年度からの増減率	(+15.2%)	(+23.3%)	(+15.3%)	(+23.4%)
前年度からの増減額	+1,420円	+1,811円	+1,435円	+1,823円

※1 接続料算定単価は特別損失及び調整額を含まない

## ■ 申請料金: 通信路設定伝送機能(デジタルアクセス(64kbps))

	補正申請接続料		当初申請接続料	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
接続料算定単価※1	7,863 円	6,987 円	7,877 円	6,998 円
特別損失	+95 円	+100 円	+96 円	+101 円
調整額	+2,213 円	+1,976 円	+2,212 円	+1,975 円
<b>申請接続料※2</b>	<b>10,171 円</b>	<b>9,063 円</b>	<b>10,185 円</b>	<b>9,074 円</b>
括弧内は前年度からの増減率	(+15.2%)	(+23.3%)	(+15.3%)	(+23.4%)
前年度からの増減額	+1,340 円	+1,711 円	+1,354 円	+1,722 円

※1 接続料算定単価は特別損失及び調整額を含まない ※2 タイプ1-1: 平日・昼間帯故障修

## 4. 公衆電話機能の接続料

公衆電話機能の接続料については、接続料原価(調整額を除く。)は概ね減少したにもかかわらず、需要がその減少率を上回って減少(※)したこと、さらに調整額が増加した影響により、接続料は上昇している。

※ 前年度からの増減率は以下のとおり。

〈NTT東日本〉

・ 公衆電話発信機能

接続料原価 ▲10.6%(特設公衆電話に係る費用及び報酬額を除く)、▲8.9%(特設公衆電話に係る費用及び報酬額を含む)

需要 ▲21.0%

・ デジタル公衆電話発信機能

接続料原価 ▲2.5%(特設公衆電話に係る費用及び報酬額を除く)、+0.4%(特設公衆電話に係る費用及び報酬額を含む)

需要 ▲15.7%

〈NTT西日本〉

・ 公衆電話発信機能

接続料原価 ▲15.1%(特設公衆電話に係る費用及び報酬額を除く)、▲13.4%(特設公衆電話に係る費用及び報酬額を含む)

需要 ▲19.1%

・ デジタル公衆電話発信機能

接続料原価 ▲7.6%(特設公衆電話に係る費用及び報酬額を除く)、▲5.7%(特設公衆電話に係る費用及び報酬額を含む)

需要 ▲14.5%

なお、平成28年度の接続料改定に際して、次の措置が行われている。

### ・ 特設公衆電話に係る費用の扱い

特設公衆電話(※1)については、平成24年度以前においては、災害時等に原則としてNTT東西が設置工事費用、電話機費用及び端末回線コストを負担して設置していたが、東日本大震災を受け、原則としてNTT東西が設置工事費用及び端末回線コストを負担する特設公衆電話の事前設置が進められている。

本件申請では、平成25年度、平成26年度及び平成27年度と同様、特設公衆電話に係る費用を公衆電話発信機能及びデジタル公衆電話発信機能の接続料原価に算入した上で接続料が算定され、次のとおり設定されている(※2)。

※1 避難所等に設置され、災害時等に無償で利用可能となる電話。あらかじめ避難所等に加入者回線を設置しておき、災害時等に避難所等の管理者等がその加入者回線に電話機を接続することで利用可能とする事前設置型と、災害時等に必要に応じ避難所等に設置する事後設置型とがある。NTT東西は、東日本大震災を踏まえ、災害時等に直ちに利用出来るよう特設公衆電話の事前設置を進めており、平成26年度末時点で自治体管理の避難所(小中学校等)などに、41,220(NTT東:24,975 NTT西:16,245)台が設置されている。

※2 本件申請に当たっては、昨年度と同様、特設公衆電話に係る費用を公衆電話機能に係る接続料原価に算入することについて、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が行われている。

## ■申請料金：公衆電話発信機能の接続料(3分当たり単価)

	補正申請接続料		当初申請接続料	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
接続料算定単価※1	244.26円	192.19円	244.31円	192.33円
特別損失	+0.13円	+0.20円	+0.34円	+0.34円
調整額	+116.64円	+60.79円	+116.64円	+60.79円
特設公衆電話に係る費用を算入しない場合の接続料	361.03円	253.17円	361.30円	253.46円
特設公衆電話費用	+10.91円	+7.92円	+10.89円	+7.92円
<b>申請接続料</b>	<b>371.93円</b>	<b>261.09円</b>	<b>372.19円</b>	<b>261.38円</b>
括弧内は前年度比	(+22.7%)	(+7.6%)	(+22.8%)	(+7.7%)
前年度からの増減額	+68.74円	+18.36円	+69.00円	+18.65円

※1 接続料算定単価は特別損失及び調整額を含まない

## ■申請料金：デジタル公衆電話発信機能(3分当たり単価)

	補正申請接続料		当初申請接続料	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
接続料算定単価※1	160.83円	202.93円	160.96円	203.04円
特別損失	+0.09円	+0.05円	+0.14円	+0.23円
調整額	+51.93円	+56.61円	+51.95円	+56.61円
特設公衆電話に係る費用を算入しない場合の接続料	212.85円	259.60円	213.05円	259.88円
特設公衆電話費用	+10.87円	+7.88円	+10.91円	+7.96円
<b>申請接続料</b>	<b>223.72円</b>	<b>267.48円</b>	<b>223.96円</b>	<b>267.84円</b>
括弧内は前年度比	(+24.2%)	(+7.3%)	(+24.3%)	(+7.5%)
前年度からの増減額	+43.61円	+18.23円	+43.85円	+18.59円

※1 接続料算定単価は特別損失及び調整額を含まない

## 5. 回線管理機能に係る接続料の平準化

本件申請では、ドライカップ、ラインシェアリング及び加入光ファイバの回線管理機能について、それぞれ接続料を設定するのではなく、「ラインシェアリング」と「それ以外の回線」でそれぞれ接続料が設定されている。

具体的には、ラインシェアリングとそれ以外の回線では管理事務の内容が異なることを踏まえ、①全ての機能について発生する費用、②ラインシェアリングのみで発生する費用、③ラインシェアリング以外の機能について発生する費用ごとにそれぞれ単金を算出し、それに基づいて接続料が設定されている。

こうした措置は、平成16年度以降、各年度の接続料の設定に際して、機能ごとに接続料を設定するとそれぞれの料金水準に大きな差が生じる状況にあったために実施されてきたものであり、平成28年度接続料においてもこれが当てはまることから、上記措置が行われている。

なお、回線管理機能に係る接続料の平準化を実施するため、接続料規則第3条ただし書の許

可を求める申請が本件申請と併せて行われている(※)。

※ 昨年同様、ファイル連携システム開発費を回線管理機能に係る接続料の原価から控除するため、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請も本件申請と併せて行われている。

■ 申請料金：回線管理機能に係る接続料(平準化後)

	ラインシェアリング		ドライカップ・加入光ファイバ	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
<b>補正申請接続料</b> (カッコ内は当初申請接続料)	<b>48円</b> (48円)	<b>57円</b> (57円)	<b>57円</b> (57円)	<b>66円</b> (66円)
調整額	▲1円	+1円	±0円	±0円
ファイル連携システム開発費 の控除による影響額	▲3円	▲3円	▲2円	▲2円

【参考】平準化を行わない場合の機能ごとの単金(月額)

	ラインシェアリング		ドライカップ		加入光ファイバ	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
参考単金 (カッコ内は当初参考単金)	44円 (44円)	47円 (47円)	39円 (39円)	44円 (44円)	87円 (87円)	124円 (124円)
調整額	▲1円	+1円	±0円	▲1円	±0円	▲1円
ファイル連携システム開発費の 控除による影響額	▲3円	▲3円	▲3円	▲3円	▲1円	▲1円

## 【参考】各機能の主な接続料

### (1) 端末回線伝送機能

区分		単位 (月額)	補正申請接続料(カッコ内は調整前)		当初申請接続料	
			NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
一般帯域透過端末 伝送機能 〔ドライカッパ〕※1	回線管理機能	1回線 ごと	57円 (57円)	66円 (66円)	57円 (57円)	66円 (66円)
	回線部分	1回線 ごと	1,381円 (1,293円)	1,387円 (1,325円)	1,384円 (1,297円)	1,390円 (1,328円)
特別帯域透過端末伝送機能 〔FTTR〕※1		1回線 ごと	752円 (762円)	929円 (905円)	753円 (763円)	930円 (907円)
帯域分割端末伝送機能 〔ラインシェアリング〕 ※1	回線管理機能	1回線 ごと	48円 (49円)	57円 (56円)	48円 (49円)	57円 (56円)
	MDF部分	1回線 ごと	52円 (44円)	44円 (39円)	52円 (44円)	44円 (39円)
光信号伝送装置 〔GE-PON〕※2	1Gb/s	1装置 ごと	1,333円 (1,661円)	1,460円 (1,597円)	1,337円 (1,665円)	1,463円 (1,599円)
通信路設定伝送機能を 組み合わされるもの※1	2線式のもの	1回線 ごと	1,350円 (1,256円)	1,369円 (1,292円)	1,353円 (1,259円)	1,372円 (1,296円)
光屋内配線を利用する場合の加算額※2		1回線 ごと	186円 (187円)	184円 (184円)	186円 (187円)	184円 (184円)

※1 タイプ1-1(保守対応時間が、土日祝日を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。

※2 タイプ1-2(保守対応時間が、毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。

### (2) 端末系交換機能(東西均一料金)

区分	単位	補正申請接続料(カッコ内は調整前)	当初申請接続料
優先接続機能	1通信ごと	0.0527円 (0.0389円)	0.0527円 (0.0389円)
一般番号ポータビリティ実現機能	月額	10,000,000円 (9,750,000円)	10,000,000円 (9,750,000円)

### (3) 光信号電気信号変換機能及び光信号分離機能

区分			単位 (月額)	補正申請接続料(カッコ内は調整前)		当初申請接続料	
				NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
光信号電気信号 変換機能 〔メディアコンバータ〕※	100Mb/s 非集線型 <1MCタイプ>	1回線 ごと	255円 (289円)	266円 (293円)	255円 (290円)	266円 (293円)	
		1回線 ごと	766円 (816円)	630円 (697円)	768円 (819円)	632円 (698円)	
光信号分離機能 〔局内スプリッタ〕※	局内4分岐のもの	1回線 ごと	257円 (285円)	269円 (303円)	258円 (286円)	269円 (303円)	

※ タイプ1-2(保守対応時間が、毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。



#### (4) 中継伝送機能

区分	単位 (月額)	補正申請接続料(カッコ内は調整前)		当初申請接続料	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
光信号中継伝送機能 〔中継ダークファイバ〕	1回線・1メートルごと	0.885円 (0.865円)	0.959円 (0.937円)	0.888円 (0.868円)	0.962円 (0.939円)

#### (5) ルーティング伝送機能(地域IP網に係るもの)

区分	単位 (月額)	補正申請接続料(カッコ内は調整前)		当初申請接続料	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
特別収容局ルータ 接続ルーティング機能 〔収容局接続〕	LANインタフェース 100Mbit/s	—	192,404円 (184,911円)	—	192,678円 (185,185円)
	ATMインタフェース	231,341円 (187,260円)	156,974円 (151,249円)	231,752円 (187,671円)	157,181円 (151,456円)

#### (6) 通信路設定伝送機能(主な品目のみ)

区分	単位 (月額)	補正申請接続料(カッコ内は調整前)		当初申請接続料				
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本			
通信路設定伝送機能	一般専用 に係るもの 〔一般専用サービス〕	3.4kHz	同一MA内の場合	1回線ごと	10,769円 (8,420円)	9,589円 (7,492円)	10,784円 (8,436円)	9,601円 (7,505円)
			上記以外の場合	1回線ごと	11,968円 (9,389円)	11,255円 (8,665円)	11,985円 (9,407円)	11,268円 (8,679円)
			10kmを超える場合の 10kmごとの加算料	1回線ごと	180円 (140円)	130円 (100円)	180円 (140円)	130円 (100円)
	高速デジタル伝送 に係るもの 〔デジタルアクセス〕 〈エコノミークラス〉 ※	64kb/s	同一MA内の場合	1回線ごと	10,171円 (7,958円)	9,063円 (7,087円)	10,185円 (7,973円)	9,074円 (7,099円)
			上記以外の場合	1回線ごと	11,302円 (8,871円)	10,633円 (8,191円)	11,318円 (8,888円)	10,645円 (8,204円)
			10kmを超える場合の 10kmごとの加算料	1回線ごと	170円 (130円)	120円 (90円)	170円 (130円)	120円 (90円)
	ATM専用 に係るもの 〔ATM専用サービス〕 〈デュアルクラス〉	1.536Mb/s	同一MA内の場合	1回線ごと	92,151円 (66,199円)	57,960円 (46,163円)	92,327円 (66,351円)	58,039円 (46,290円)
			上記以外の場合	1回線ごと	119,295円 (88,111円)	95,640円 (72,659円)	119,519円 (88,311円)	95,743円 (72,810円)
			10kmを超える場合の 10kmごとの加算料	1回線ごと	4,080円 (3,120円)	2,880円 (2,160円)	4,080円 (3,120円)	2,880円 (2,160円)
ATM専用 に係るもの 〔ATM専用サービス〕 〈デュアルクラス〉	1Mb/s	同一MA内の場合	1回線ごと	290,347円 (203,275円)	96,213円 (83,727円)	290,765円 (203,692円)	96,302円 (83,816円)	
		上記以外の場合	1回線ごと	309,872円 (216,980円)	114,067円 (96,195円)	310,322円 (217,413円)	114,172円 (96,300円)	
		10kmを超える場合の 10kmごとの加算料	1回線ごと	1,430円 (1,270円)	950円 (800円)	1,430円 (1,270円)	950円 (800円)	

※ タイプ1-1(保守対応時間が、土日祝日を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。

#### (7) データ伝送機能(主な品目のみ)

区分	単位 (月額)	補正申請接続料(カッコ内は調整前)		当初申請接続料		
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	
データ伝送機能 〔メガデータネット〕	500kb/s 〈クラス1〉	1回線ごと	44,977円 (31,784円)	20,652円 (16,883円)	45,049円 (31,848円)	20,668円 (16,899円)
	6Mb/s 〈クラス2・最低伝送速度3Mb/s〉	1回線ごと	264,273円 (186,900円)	117,689円 (96,877円)	264,702円 (187,280円)	117,783円 (96,971円)
	10Mb/s 〈クラス2・最低伝送速度5Mb/s〉	1回線ごと	392,900円 (277,882円)	174,670円 (143,849円)	393,536円 (278,448円)	174,811円 (143,989円)

### (8) 番号案内機能等

区分		単位	補正申請接続料(カッコ内は調整前)		当初申請接続料	
			NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
番号案内サービス 接続機能	中継交換機等接続	1案内ごと	197円 (142円)	166円 (124円)	197円 (142円)	166円 (124円)
	端末回線 線端等接続	加入電話から 発信する場合	1案内ごと	201円 (146円)	170円 (127円)	201円 (146円)
番号情報データベース登録機能		1番号ごと	—	6.82円 (6.25円)	—	6.82円 (6.25円)
番号情報データベース 利用機能	一括でデータ抽出	1番号ごと	—	6.27円 (4.27円)	—	6.27円 (4.27円)
	異動データのみをデータ抽出	1番号ごと	—	6.77円 (6.22円)	—	6.77円 (6.22円)

### (9) 公衆電話機能

区分		単位	補正申請接続料(カッコ内は調整前)		当初申請接続料	
			NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
公衆電話発信機能		1秒ごと	2.0663円 (1.4183円)	1.4505円 (1.1128円)	2.0677円 (1.4197円)	1.4521円 (1.1144円)
デジタル公衆電話発信機能		1秒ごと	1.2429円 (0.9544円)	1.4860円 (1.1715円)	1.2442円 (0.9556円)	1.4880円 (1.1735円)

## 工事費・手続費・コロケーション料金等

NTT東西は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第33条第4項第1号ホに基づき、第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第23条の4で定める事項(工事費・手続費・コロケーション料金等)を接続約款に規定することが義務付けられている。平成28年度の工事費・手続費(※)は、作業単金がPCB廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失の影響等により上昇したため、前年度に比べておおむね上昇している。

※ 工事費・手続費は、一部を除き、作業単金に作業時間を乗じて算定されている。

### (1) 工事費・手続費の算定に用いられる作業単金

単位	補正申請単金				当初申請単金	
	NTT東日本		NTT西日本		NTT東日本	NTT西日本
	特損算入後	特損算入前	特損算入後	特損算入前		
平日昼間・一人当たり・1時間ごと	6,199円	6,154円	6,116円	6,065円	6,199円	6,116円
平日夜間・一人当たり・1時間ごと	7,148円	7,095円	7,052円	6,993円	7,148円	7,052円
平日深夜・一人当たり・1時間ごと	8,232円	8,172円	8,120円	8,052円	8,232円	8,120円
土日祝日昼夜間・一人当たり・1時間ごと	7,420円	7,365円	7,319円	7,258円	7,420円	7,319円
土日祝日深夜・一人当たり・1時間ごと	8,505円	8,443円	8,387円	8,317円	8,505円	8,387円

### (2) 光屋内配線に係る工事費

光屋内配線(※1)に係る工事費については、平成26年度接続料の認可に際し、当審議会答申を踏まえ、総務省からNTT東西に対して、「工事費の算定に用いられる作業時間について、平成26年度に実施した再計測では、屋内配線を収容する配管の有無が作業時間に影響を与えていることが想定されること(※2)から、毎年度、配管の有無を調査し、」配管の有無の比率が大きく変化した場合には、接続料に反映するよう要請した。

NTT東西が配管の有無を調査したところ、その比率は、平成26年度と平成27年度では大きな変化がなかったことから、光屋内配線の新設する場合の作業時間は、平成26年度再計測時と同等としている。本件申請では、作業時間は同等、作業単金は上昇しているものの、物品費の低減により、光屋内配線に係る工事費は低減している。

※1 主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限る。

※2 工事を行う建造物に屋内配線を収容するための配管が設置されている場合は、設置されていない場合と比較して、作業時間が約1/3であることが新たに判明。光屋内配線の新設工事の場合は、配管が設置されている建造物の比率が前回計測時と比べて高くなったことが、作業時間短縮の要因と想定される。

区分		単位	補正申請料金				当初申請料金	
			NTT東日本		NTT西日本		NTT東日本	NTT西日本
			特損算入後	特損算入前	特損算入後	特損算入前		
光屋内配線 工事費※	光屋内配線を 新設する場合	1工事 ごと	14,597円	14,509円	14,527円	14,427円	14,597円	14,527円

※ 工事の適用時間帯:平日昼間の場合。

### (3)自前工事調整等作業費の改定

自前工事調整等作業(※)のうち、コロケーション設備の撤去に係る工事の結果の確認を、写真を用いて行う場合の費用については、その提供開始(NTT東日本では平成26年6月、NTT西日本では平成26年8月)以降の利用実績が少なかったことから、従来、1件当たりの手続費を設定せず、申込ごとに確認に要した稼働時間に作業単金を乗じ、接続事業者に対して実費が請求されている。

今般、NTT東西において、一定の利用実績が発生したことから、本件申請では作業時間の実績を用いて平均作業時間を算出し、1件当たりの手続費を新たに設定している。

※ コロケーション設備を設置又は撤去する場合において、その設置又は撤去の結果の確認等に係る作業。

区分	単位	補正申請料金				当初申請料金		
		NTT東日本		NTT西日本		NTT東日本	NTT西日本	
		特損算入後	特損算入前	特損算入後	特損算入前			
自前工事調整等作業費※	必要な装置等を設置するためのキャビネットラック内に終始し、接続申込者が撮影した写真により確認を行う場合	1通信用建物ごとの1件ごと	3,100円	3,077円	2,856円	2,832円	3,100円	2,856円

※ 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認をする場合。

## 【参考】主な工事費・手続費等

### 1. 管路・とう道等の料金の改定

#### (1) 管路・とう道、土地・通信用建物の料金の改定

区分	単位 (年額)	補正申請平均料金(カッコ内は調整前)		当初申請平均料金	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
管路	1条当たり1メートルごと	203円 (212円)	158円 (173円)	203円 (212円)	158円 (173円)
とう道	1メートルごと	40,486円 (41,944円)	33,855円 (36,384円)	40,528円 (41,986円)	33,886円 (36,415円)
土地	1平方メートルごと	1,055円 (1,072円)	632円 (681円)	1,056円 (1,073円)	633円 (682円)
建物	1平方メートルごと	32,154円 (32,935円)	19,105円 (20,471円)	32,166円 (32,947円)	19,111円 (20,477円)

#### (2) 電柱使用料の改定

区分	単位 (年額)	補正申請料金(カッコ内は調整前)		当初申請料金	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
電柱使用料	1使用箇所数ごと	684円 (757円)	686円 (754円)	685円 (758円)	687円 (755円)

### 2. 個別負担の接続料(網改造料)等の算定に用いる諸比率の改定

個別負担の接続料(網改造料)については、取得固定資産価額が個別に把握できない場合に、物品費及び設備区分ごとの諸比率を用いて取得固定資産価額相当額を算出(※1)した上で、設備管理運営費を算出(※2)している。

※1 取得固定資産価額相当額＝物品費＋取付費(物品費×取付費比率)＋諸掛費((物品費＋取付費)×諸掛費比率)  
＋共通割掛費((物品費＋取付費＋諸掛費)×共通割掛費比率)

※2 設備管理運営費＝保守運営費(取得固定資産価額相当額×設備管理運営費比率)  
＋減価償却費(取得固定資産価額相当額を基に算定)

#### (1) 取得固定資産価額相当額の算定に係る比率

区分		平成 28 年度数値		平成 27 年度数値	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
取付費比率※	交換機械設備	0.256	0.305	0.257	0.303
	電力設備	0.922	0.852	0.883	0.868
	伝送機械設備	0.161	0.239	0.166	0.250
	無線機械設備	0.129	0.114	0.056	0.082
諸掛費比率※	土地及び通信用建物	0.082	0.072	0.079	0.077
	土地及び通信用建物以外	0.007	0.004	0.006	0.005
共通割掛費比率※		0.084	0.061	0.066	0.083

※ 物品費等の実費に基づき算定されるため特損の影響はない。

## (2) 年額料金の算定に係る比率

区分		平成 28 年度数値		平成 27 年度数値	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
設備管理 運営費比率※	端末回線伝送機能	0.034	0.034	0.036	0.035
	端末系交換機能	0.052	0.047	0.051	0.047
	中継系交換機能	0.060	0.052	0.058	0.046
	中継伝送機能	0.037	0.039	0.036	0.037
	通信料対応設備合計	0.050	0.045	0.049	0.045
	データ系設備合計	0.101	0.082	0.104	0.079

※ 網改造料の算定対象設備に係る除却費が網改造料に含まれる場合。

## (3) 電力設備に係る取付費比率及び設備管理運営費比率

区分		平成 28 年度数値		平成 27 年度数値	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
取付費比率※	受電設備	1.319	1.069	1.306	1.076
	発電設備	0.628	0.383	0.672	0.679
	電源設備及び蓄電池設備	0.915	0.854	0.910	0.865
	空気調整設備	1.602	1.927	1.614	1.952
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.020	0.032	0.044	0.039

※ 物品費等の実費に基づき算定されるため特損の影響はない。